

お客様 各位

平成 23 年 6 月 9 日

日水製薬株式会社

お知らせ

腸管出血性大腸菌 O111 の検査法について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は弊社製品をご愛用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、この度、本年 4 月に富山県等で発生した腸管出血性大腸菌食中毒事件を受け、厚生労働省から食肉からの「腸管出血性大腸菌 O111 の検査法について」(平成 23 年 6 月 3 日付：食安監発 0603 第 2 号)が通知されました。本通知法において、分離培養用酵素基質培地として弊社製品『XM-EHEC 寒天培地』が掲載されましたのでお知らせ致します。

今後とも、当製品のご愛用の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

〔 新規掲載製品 〕

品 名	製品コード	包 装	希望納入価	貯法・使用期限
ニッスイプレート XM-EHEC 寒天培地	51057	10 枚	2,200 円	冷暗所[4~10]保存 禁凍結、製造後 2.5 ヶ月間
	50050	100 枚	22,000 円	

〔 特徴 〕

- ・腸管出血性大腸菌 (EHEC) O157・O26・O111 を選択分離するのに使用します。
- ・EHEC O157・O26・O111 が発育時に分解する発色酵素基質を添加したこと、EHEC O157 がソルビトール非分解性 (または遅分解性) であることを利用して、EHEC O157・O26・O111 の鑑別性を高めています。
- ・EHEC O157 は (赤) 紫色コロニー、EHEC O111 は白濁した (赤) 紫色コロニー、EHEC O26 は青紫色コロニーを形成します。また、大部分の毒素非産生性大腸菌やグラム陰性菌、グラム陽性菌の発育は抑制されます。

以上

製造発売元

日水製薬株式会社

〒110-8736 東京都台東区上野 3-23-9

営業企画推進部 TEL03-5846-5707

(添付資料)

食安監発 0603 第 2 号「腸管出血性大腸菌 O111 の検査法について」に掲載されている弊社製品および関連製品は、次の通りです。

用途			品名	製品コード	包装	希望納入価	貯法・使用期限
○157	○26	○111					
○			マッコンキーソルビトール寒天培地 (顆粒)「ニッスイ」	05643	300g	5,600円	室温保存 要防湿、製造後 3ヵ年間
○			ニッスイプレート CT-SMAC寒天培地	51017	10枚	1,400円	冷暗所[4~10℃]保存 禁凍結、製造後 2ヵ月間
	○	○	ニッスイ分画プレート CT-RMAC/CT-SMAC	51021	10枚	2,000円	
増菌用			mEC培地「ニッスイ」	05649	300g	4,500円	室温保存 要防湿、製造後 3ヵ年間
			日本薬局方準拠培地 トリプトソーヤブイオン(顆粒)「ニッスイ」	05630	300g	5,700円	
			日本薬局方準拠培地 トリプトソーヤブイオン「ニッスイ」	05518	300g	5,700円	
生化学的 性状試験用			TSI寒天培地「ニッスイ」	05103	100g	1,900円	室温保存 要防湿、製造後 3ヵ年間
			LIM培地「ニッスイ」	05104	60g	2,100円	
			ニッスイチューブ TSI寒天培地	05169	50本	4,000円	冷暗所[4~10℃]保存 禁凍結、製造後 6ヵ月間
			ニッスイチューブ LIM寒天培地	05171	50本	5,400円	
VT確認試験			NHイムノクロマト VT1/2	06690	20回用	14,000円	遮光下、冷所[2~8℃]保存 禁凍結、12ヵ月間

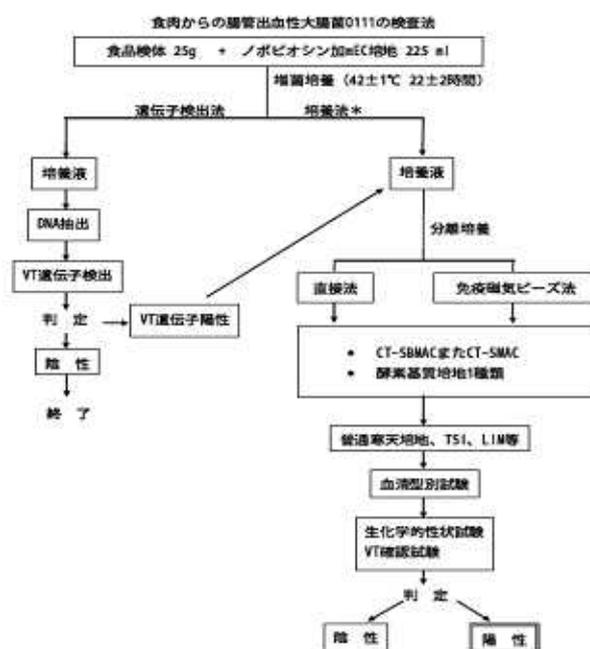
〔 関連商品 〕

大腸菌分離用	DHL寒天培地(顆粒)「ニッスイ」	05040	300g	5,600円	室温保存 要防湿、製造後 3ヵ年間
	ニッスイプレート DHL寒天培地	51008	10枚	1,000円	冷暗所[4~10℃]保存 禁凍結、製造後 4ヵ月間
簡易迅速検査用	NHイムノクロマト ○157	06686	20回用	10,000円	遮光下、冷所[2~8℃]保存 禁凍結、12ヵ月間
	NHイムノクロマト ○26	06688	20回用	10,000円	
	NHイムノクロマト ○111	06689	20回用	10,000円	

* 注意 *

食品からの腸管出血性大腸菌 O157 及び O26 の検出方法については、平成 18 年 11 月 2 日付：食安監発第 1102004 号「腸管出血性大腸菌 O157 及び O26 の検査法について」により通知されています。

その他の食品からの腸管出血性大腸菌 O111 の検査法、血清型 O157 及び O26 との一斉試験法については、今後、確認でき次第、改めて厚生労働省から通知される予定です。



* 培地 (VT) 遺伝子検出法を行うための設備を整えることができない等諸般の事情がある場合については培養法を行って差し支えない。